品川区養育費相談支援事業補助金交付要綱

制　定　令和３年　４月１日
区長決定　要綱　第１３１号
改正　令和４年３月７日要綱第６５号

（目的）

第１条　この要綱は、養育費の重要性を周知し、養育費の取決めを推進するため、養育費の取決めを行うひとり親等に対し、養育費に関する公正証書の作成費用、および養育費立替保証の保証料の補助を行うことで、ひとり親家庭で育つ子どもの生活を守り、健やかな成長を実現するとともに、ひとり親等の生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ひとり親等　母子家庭の母および父子家庭の父またはこれに準じる者をいう。

（２）養育費立替保証　ひとり親等が受け取れなかった月の養育費を、保証会社が立て替えて支払うなどの方法により、養育費の確保を行うものをいう。

（補助の対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、品川区（以下「区」という。）に住所を有するひとり親等で、それぞれ次の各号に掲げる要件を全て備えているものとする。

（１）公正証書の作成費用

ア　養育費の取決めに関する公正証書の作成費用を負担したこと。

イ　養育費の取決めにかかる公正証書を有していること。

ウ　養育費の取決めの対象となる子を現に扶養していること。

エ　専門相談員による養育費相談支援を受けていること。

オ　過去に本要綱による公正証書作成費用にかかる補助金の交付を受けていないこと。

（２）養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料

ア　養育費の取決めに関する債務名義を有していること

イ　養育費の取決めの対象となる子を現に扶養していること。

ウ　専門相談員による養育費相談支援を受けていること。

エ　保証会社と１年以上の養育費立替保証に係る契約を締結していること。

オ　過去に本要綱による養育費立替保証に係る契約を締結する際の初回保証料の交付を受けていないこと。

（補助の対象となる経費および補助金の額）

第４条　補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める経費とする。

（１）公正証書作成経費

公証人手数料令（平成５年政令第２２４号）に定められた公証人手数料のうち、養育費の取決めに関する公正証書の作成に要した費用で、補助対象者が負担した手数料

（２）養育費立替保証契約締結経費

保証会社と養育費立替保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として補助対象者が負担した金額とし、上限を5万円とする。

（交付申請）

第５条　本事業の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書の作成日または養育費立替保証に係る契約の締結日から起算して６カ月以内に、品川区養育費相談支援事業補助金交付申請書（第１号様式）により区長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　戸籍謄本（申請者および扶養している子の記載のあるもの）

イ　住民票（世帯全員分で、続柄・本籍地記載のあるもの）

ウ　補助対象となる経費の領収書等

エ　養育費の取決めを交わした公文書（債務名義化した文書に限る）

オ　保証会社と締結した養育費立替保証契約書（保証期間は１年以上のものに限る。）

カ　その他区長が必要と認めたもの

（決定および請求）

第６条　区長は前条に規定する申請を受理したときは、申請内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、「品川区養育費相談支援事業補助金審査結果通知書（第２号様式）」により、申請者に通知する。

２　前項の規定により、補助金の決定を受けた者（以下「対象者」という。）は、「品川区養育費相談支援事業補助金請求書（第３号様式）」に関係書類を添えて、区長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付の取消し）

第７条　区長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による決定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）その他区長が補助することが適当でないと認めたとき。

２　区長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、対象者に対して既に交付されている補助金の一部または全部の返還を命じることができる。（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付　則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。